



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

378 県税に関する申告等の期限の延長

(税務課)..... 1

告 示

和歌山県告示第378号

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、条例第42条の5第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第2項の規定による個人の事業税の賦課徴収に関する申告（令和元年（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいう。以下同じ。）中の事業の所得に係るものに限り、年の中途において事業を廃止した場合を除く。）並びに条例附則第8項の規定による贈与により農地等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第1項に規定する農地等をいう。）を取得した場合の不動産取得税の徴収の猶予に係る申請書の提出（当該取得の日が令和元年に属するものに限り、当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているものを除く。）については、その期限を令和2年4月16日とする。

令和2年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸